

## 平成24年(1月~3月) における火災の概要 (概数)

## 防災情報室

#### 1 総出火件数は、12,664件、 前年同期より3,741件の減少

平成24年(1月~3月)における総出火件数は、12,664件で、前年同期より3,741件減少(-22.8%)しています。

これは、おおよそ1日あたり139件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

#### 平成24年(1月~3月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	7,530	59.5%	▲897	-10.6%
車両火災	1,135	9.0%	▲185	-14.0%
林野火災	387	3.1%	<b>▲</b> 488	-55.8%
船舶火災	16	0.1%	<b>1</b>	-5.9%
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%
その他火災	3,596	28.4%	▲2,170	-37.6%
総火災件数	12,664	100%	▲3,741	-22.8%

# 2 総死者数は、677人、前年同期より54 人の減少

火災による総死者数は、677人で、前年同期より54人減少 (-7.4%) しています。

また、火災による負傷者は、2,074人で、前年同期よ

り431人減少(-17.2%)しています。

### 住宅火災による死者(放火自殺者等を 3 除く。)数は、446人、前年同期より 40人の減少

建物火災における死者553人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、492人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、446人で、前年同期より40人減少(-8.2%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、89.0%で、出火件数の割合58.7%と比較して非常に高いものとなっています。

### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を 除く。)の6割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)446人のうち、65歳以上の高齢者は304人(68.2%)で、前年同期より18人減少(-5.6%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ254人(6人の減・-2.3%)、着衣着火35人(7人の増・+25.0%)、出火後再進入9人(2人の減・-18.2%)、その他148人(39人の減・-20.9%)となっています。

## 5 出火原因の第1位は、「放火」、 続いて「たばこ」

総出火件数の12,664 件を出火原因別にみると、「放火」1,404 件 (11.1%)、「たばこ」1,208 件 (9.5%)、「こんろ」1,013 件 (8.0%)、「放火の疑い」912 件 (7.2%)、「ストーブ」831 件 (6.6%) の順となっています。

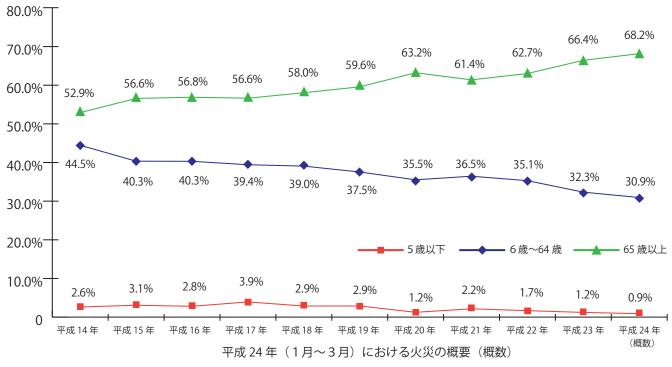
## 6 住宅防火対策への取組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等 に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築



#### 住宅火災死者(放火自殺者等を除く。)における年齢区分別割合の推移

※住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



住宅については平成18年6月1日から、既存在宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、昨年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置 推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推 進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した 広報の実施や消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防 火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災 警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、 消防庁が平成23年6月時点で推計を行ったところ、全 国の普及率は約71%に留まっています。

昨年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、今まで開催してきた住宅用火災警報器設置推進会議を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する 住宅防火対策推進シンポジウムを平成23年度には全国 4ヵ所で開催したほか、春・秋の全国火災予防運動等の 機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓 発活動を行い、住宅用火災警報器等の設置対策活動を 行っていきます。

## 7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、2,316件、総火災 件数の18.3%を占めています。

消防庁では、春・秋の全国火災予防運動において放火 防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全 国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリス トを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」 を目指した取組みが進められています。

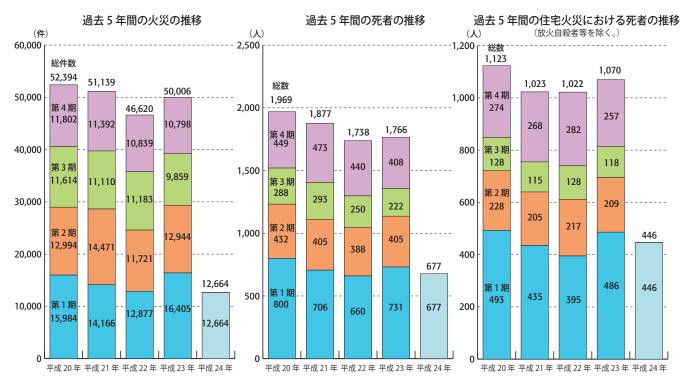
## 🞖 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、387 件で、前年同期より488 件減少 (-55.8%) し、延べ焼損面積は約53haで、前年同期より約1,250ha減少 (-96.0%) しています。 なお、前年同期の数値には東日本大震災で発生した林野火災4件、963haを含みます。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発している

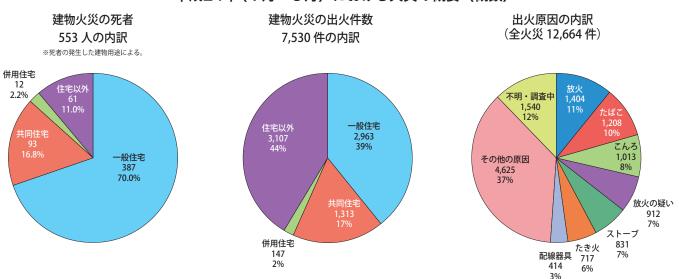


#### 平成24年(1月~3月)における火災の概要(概数)



- ※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用
- ※2 第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

#### 平成24年(1月~3月)における火災の概要(概数)



ことから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成24年3月2日消防特第35号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間

中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成24年は「忘れない 山への感謝と 火の始末」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課防災情報室 河田 TEL: 03-5253-7526